

生活習慣病の早期発見
のため特定健康診査を
受けましょう



平成28年6月24日 第131号
一 発 行 一
五 所 川 原 市
民 生 部 国 保 年 金 課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL.35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

平成28年度国民健康保険税について

●7月は平成28年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

1 枚目

平成28年度 国民健康保険税納税通知書

主宛名コード	記号番号	通知書番号
〒		
*住民票上の世帯主の名前が記載されます。		
↓		
税 務 太 郎 様		

平成28年7月1日

★28年度の国保税(4月~翌年3月分)の年税額が9期に分けられ記載されます。

期 別	納 期	税 額 (単位:円)	
普 通 徴 収	第1期	7月1日~ 8月1日	
	第2期	8月1日~ 8月31日	
	第3期	9月1日~ 9月30日	
	第4期	10月1日~ 10月31日	
	第5期	11月1日~ 11月30日	
	第6期	12月1日~ 1月4日	
	第7期	1月4日~ 1月31日	
	第8期	2月1日~ 2月28日	
	第9期	3月1日~ 3月31日	
特 別 徴 収	仮徴収	平成28年 4月分 平成28年 6月分 平成28年 8月分	
	本徴収	平成28年 10月分 平成28年 12月分 平成29年 2月分	
		普通徴収額(計)	
		特別徴収額(計)	
	合 計		

★年税額を9期(7月~翌年3月)で分割して納付することになるため、各納期の税額がその月の保険税とはなりません。そのため、国保資格を喪失した後に再計算した結果、資格喪失した月以降の納期に税額が残る場合があります。

★65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が天引きとなる世帯についてだけ記載されます。

2 枚目

国民健康保険税の算出内訳(単位:円)

被保険者別課税月数

		医療分	支援分	介護分	被保険者氏名	医療分・支援分	介護分	離職軽減分
軽減判定総所得		世帯主とその世帯の国保加入者の前年分の合計所得						
所得割		元となる額				国保加入月数	40歳~64歳の方の国保加入月数	非自発的失業者で軽減制度が該当になる月数
		税率(%)						
資産割		元となる額						
		税率(%)						
均等割		C 税 額						
※1 平等割		D 税 額						
①=A+B+C+D								
※2 軽減額		E 均等割						
()		F 平等割						
賦課限度額		540,000			190,000		160,000	
G 限度超過額		上記の賦課限度額を越える場合に記載されます。						
②=①-E-F-G(算出額)								
H 減免額								
I 月割増減額(端数を含む)		該当年度のうち国保資格の無い月及び端数切捨となる税額						
③賦課額(②-H±I)								
合 計								

※1 ... 医療分・支援分の平等割軽減が該当になる世帯(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保加入者が1人になる世帯)については、軽減後の税額が記載されます。

※2 ... 軽減判定により7割・5割・2割のいずれかの軽減に該当した場合に記載されます。7割・5割・2割の判定基準については、平成28年5月25日付け「こくほ」、または納税通知書の裏面をご確認ください。世帯内に所得不明者がいる場合、軽減が適用されず「保留」と記載されていますので、速やかに所得申告をしてください。

国民健康保険税の納付書について

コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

コンビニエンスストアでの取扱いの都合上、1枚ずつバラバラのままお送りしております。

納付の際には期別をよくお確かめください。

紛失には十分ご注意ください。

後期高齢者医療制度に移行される方について

平成28年度中に75歳となる方は、年度の途中で国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わります。

①誕生日の前の月までは国民健康保険ですので、その月までの月割額が国民健康保険税が、9期に分かれて賦課されます。そのまま国民健康保険資格が喪失となる世帯は喪失月までの納期に分かれて賦課されます。

②誕生日の月からは後期高齢者医療保険に移行しますので、その月からの月割額の後期高齢者医療保険料が賦課されますが、二重賦課ではありません。

③国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯で国保加入者が1人になる方(単身世帯)については、5年間、医療分・支援分の平等割が軽減(半額)されます。

また、すでに軽減を受けている世帯も、5年間の軽減期間満了後、更に3年間、医療分・支援分の平等割が4分の1軽減されます。
※後期高齢者医療保険料の納付書は、誕生月の2ヶ月後に発送されます。

まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方についても早めに申告をお願いいたします。

●乳幼児医療費給付制度について●

対象

0歳児から6歳児（小学校入学まで）を養育している保護者の方で、所得が制限限度内の方。
※国民健康保険加入の0歳児の場合は、保護者の方の所得制限はありません。

給付の概要

受給資格証を提示していただくと、医療機関で保険診療費の支払いがありません。
※提示し忘れた場合であっても、申請すると償還払いで還付されます。

ご注意

- 受給資格証は国民健康保険・社会保険に関わらず毎回必ず医療機関にご提示ください。（未提示の場合は現物給付されません。後日、償還払いの手続きが必要です。）
- 社会保険に加入している方は、入院時に限度額適用認定証の提示が必要です。限度額適用認定証は保険者から発行されます。（未提示の場合は現物給付されません。後日、償還払いの手続きが必要です。）
- 市外へ転出の際は、転出届時に受給資格証を必ず返却してください。（郵送返却可）
転出後に受給資格証を使用した自己負担分は、後日請求させていただきます。
- 保険証の種類・番号・保護者氏名・振込先口座などに変更があった場合は、その月内に必ず市役所への届出をお願いします。
- 健診・予防接種・薬の容器代など保険適用外の費用は対象となりません。

現物給付の取扱をしていない医療機関（整骨院、県外の医療機関等）での受診をした場合や、受給資格証の未提示等により、医療機関窓口での支払があった場合。

「領収書（1ヵ月分をまとめて）」「受給資格証」「認印」を持参して市へ請求してください。（郵送可）

※郵送請求の方は「領収書（原本）」「受給資格証のコピー」「保険証のコピー」、領収書の返送を希望する方は、「返信用切手・封筒」を同封し下記問合せ先へ郵送してください。

※診療の翌月から3ヵ月間申請できます。（4月受診の場合申請できるのは5月、6月、7月です。）

※期間を過ぎると申請できなくなりますので、お気をつけください。

受給資格者証の更新について

資格証は毎年8月1日に自動更新され、保護者の所得が基準内にある方には新しい受給資格証が、基準を超えた方には乳幼児医療費受給資格証申請却下通知書が送付されます。なお、保護者の所得が確認できない場合は更新ができませんので、所得が無い方についても申告をお願いします。

所得制限限度額

所得制限の判定は、対象となる乳幼児の保護者のうち所得の高い方で確認します。

1月～6月の間に申請する場合は、前々年の所得および前々年の12月31日現在で生計を維持したものの有無及び人数、7月～12月は前年の所得および前年の12月31日現在で判定されます。

扶養親族等 又は乳幼児の数	所得限度額	収入の目安	所得から控除できるもの
0人	2,342,000円	約 3,603,000円	1. 一律 8万円
1人	2,722,000円	約 4,079,000円	2. 医療費控除・小規模企業共済掛金控除 雑損控除・配偶者特別控除 全額
2人	3,102,000円	約 4,555,000円	3. 障害者控除 1人につき27万円
3人	3,482,000円	約 5,027,000円	4. 特別障害者控除 1人につき40万円
4人	3,862,000円	約 5,503,000円	5. 寡婦(夫)控除 27万円
5人	4,242,000円	約 5,979,000円	6. 寡婦特別控除 35万円
6人以上	以下1人につき 38万円加算	「収入の目安」は、給与収入 のみの場合の額であり、あく まで目安です	7. 勤労学生控除 27万円
			所得限度額に加算できるもの
			1. 老人扶養親族 1人につき10万円
			2. 特定扶養親族等（16歳～22歳） 1人につき15万円

●出産育児一時金について●

1 支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金（42万円（「産科医療補償制度」未加入の医療機関等で出産された場合と妊娠22週未満で出産された場合は40万4千円））が支給されます。

また、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給されます。

※ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。

2 直接支払制度・受取代理制度について

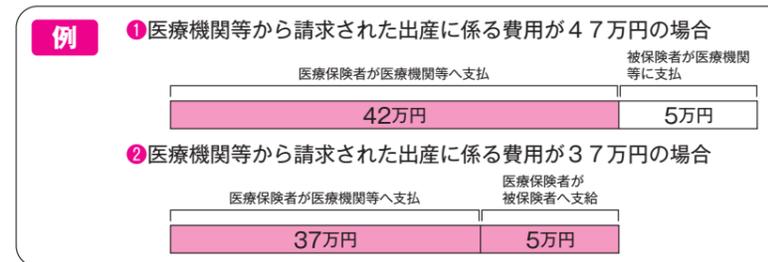
お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、出産費用に直接充てることができるようになり、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなりました。（医療保険者が原則42万円の範囲内で直接病院などに出産育児一時金を支払います。）

なお、直接支払制度や受取代理制度を利用するには、事前に医療機関等と被保険者として書面を取り交わす必要があります。

※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です（その場合、現金で病院などにお支払いいただくことになります。）。

※ 出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などに支払うことになります。

また、42万円未満の場合は、その差額を医療保険者に請求することになります。



◇直接支払制度を利用しないで出産育児一時金を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関等から発行される出産費用の領収書または請求書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん
- ・世帯主名義の通帳
- ・死産、流産の場合は医師の証明書

◇直接支払制度を利用し差額を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関から交付される「専用請求書と同内容である旨」を記した明細書
- ・医療機関直接支払制度合意文書
- ・国民健康保険被保険者証（出産された方のもの）
- ・印かん
- ・世帯主名義の通帳

◇受取代理制度を利用する場合に必要なもの（出産前の届出となります）

- ・出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）
 - ・国民健康保険被保険者証（出産される方のもの）
 - ・母子健康手帳又は出産予定日を証明する書類
 - ・印かん
 - ・世帯主名義の通帳
- ※受取代理制度を導入する届出をした医療機関で利用できる制度です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

●妊産婦の方に医療費が助成されます●

「妊産婦10割給付証明書」を交付します

対象者 国民健康保険に加入している妊産婦の方

内容 「妊産婦10割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費（外来のみ。妊婦健診を除く）が無料となります。

期間 妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで

手続 健康推進課、金木総合支所総合窓口係、保健センター市浦へ申し出てください。

なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入の手続終了後となります。

例 妊娠の届出が平成28年7月20日、出産予定日が平成29年2月15日の方の場合

平成28年7月20日から平成29年3月31日までの間、医療費の助成（妊婦健診を除く保険診療分(外来のみ)）を行います。（ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。）